

## 埼玉県財務規則改正（電子入札関連部分）及び通達

下線が関連改正部分

（一般競争入札の入札保証金）

- 第93条 政令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率又は額は、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額の100分の5以上とする。ただし、物品売払いシステムを使用する入札にあつては、知事又はその委任を受けた者が定める額とする。
- 2 次に掲げる場合には、一般競争入札の入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 一 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - 二 入札に参加しようとする者が銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。
  - 三 入札に付する場合において、政令第167条の5第1項に規定する資格を有する者で国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - 四 その他前号に準ずる場合であると、知事が認めるとき。
- 3 一般競争入札の入札保証金は、入札の終了後、これを還付する。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

（入札書等の提出）

- 第96条 知事又はその委任を受けた者は、一般競争入札に付する場合においては、入札者から入札書及び入札保証金の領収書を指定の日時までに指定の場所に提出させなければならない。
- ただし、知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（物品売払いシステムを含む。）を使用する方法により入札をする場合は、指定の場所に提出させることに代えて、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることができる。

通達

第93条関係（一般競争入札の入札保証金）

- (1) 第1項の「見積もる契約金額」とは、入札に参加しようとする者が消費税及び地方消費税の課税事業者である場合には、消費税及び地方消費税の額を含んだ金額をいう。
- (2) 第2項第4号の「知事が認めるとき」とは、電子入札システムにより入札をする場合において、政令第167条の5第1項に規定する資格を有する者で、過去において契約を誠実に履行した実績等を考慮し、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき（落札候補者の決定後に入札参加資格の確認をする場合を含む。）をいう。
- (3) (1)及び(2)については、財務規則第101条においても同様とする。